



受付時間:午前9時～11時、午後1時～4時(午前8時30分開館)

受付場所:「イコーゼ!」2階キッズランニングコース

※お車の人は、「イコーゼ!」北側駐車場をご利用ください。

地区	月日	町内会
桑折	2月18日 月	諏訪、東上町、南
	2月19日 火	北町、西町、陣屋
	2月20日 水	本町、西上、中区
	2月21日 木	桑島、桑島西、狐崎、桑折宿舍
陸合	2月22日 金	中屋敷、松原上、松原中、牛沢
	2月24日 日	年金受給者(全地区)
陸合	2月25日 月	松原下、上成田、平沢、坂町
	2月26日 火	下成田、清水、下万正寺
	2月27日 水	内之馬場、中北
半田	2月28日 木	桐ヶ窪、坂下
	3月1日 金	下高屋、荒屋敷
	3月4日 月	御免町、六丁目
	3月5日 火	田町、銀栗
	3月6日 水	下半田、久保八幡

半田	3月7日 木	追分
伊達崎	3月8日 金	館沢、大畑、中屋敷
	3月11日 月	前屋敷、北郷、南郷
	3月12日 火	北沢、上郡上代、中郷
	3月13日 水	道林、吉沼、下郡下
	3月14日 木	根岸、下郡上代

※待ち時間を短縮できるよう、地区割りにしています。混雑軽減のためにも上記日程の来場にご協力ください。なお、混雑状況により、午前中來庁されても、午後の受け付けとなる場合がありますのでご了承ください。

※2月24日回は、公的年金受給者を対象に申告相談を受け付けます。公的年金受給者でも、事業所得(営業、農業、不動産)等がある人は、地区ごとの日程でお願いします。

※3月15日金は、予備日です。

はじまります。

申告相談

平成30年分の所得税の確定申告と町民税(国民健康保険税)の申告相談を受け付けますので、申告が必要な人は期限内に申告してください。

申告が必要な人は?

平成31年1月1日現在本町に住所があり、次に該当する人

1 サラリーマン、OL、パートタイマーの人

- 給与収入のほかに所得があった人
- 2カ所以上から給与収入があり、年末調整されていない人
- 年の途中で退職し、会社で年末調整を受けられなかった人

2 個人事業主、不動産賃借のある人

- 営業・農業・報酬等・不動産などの所得のある人

3 年金生活者

- 障害者年金、遺族年金受給者
- 公的年金等の収入金額が400万円を超える人、または400万円以下の人で公的年金以外の所得のある人

4 収入がなかった人

- 収入がなく、町内の人扶養になっていない人(国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定等に必要のため)

5 青色申告をしている人

- 平成30年中に新たに住宅ローンでマイホームを取得、または増改築をした人

7 譲渡所得(土地・建物・株式等)があった人

8 税務署から通知があった人

申告会場は?

左記の要件を確認し、該当する会場での申告をお願いします。

1～3に該当する人

桑折町会場、税務署申告会場
どちらでも申告できます。

4に該当する人

桑折町会場のみ申告できます。

5～8に該当する人

税務署申告会場のみ申告できます。

【税務署申告会場のご案内】

- 場所 ウィル福島アクティおろしまち(福島市鎌田字卸町10-1)
- 期間 2月18日～3月15日(土日祝除く)
※2月24日および3月3日は開設。
- 時間 午前9時30分～午後4時
※会場は大変混雑し、申告書の作成に1時間以上要する場合がありますので、午後3時前の来場にご協力をお願いします。

申告に必要なものは?

◎マイナンバーカードもしくは通知カード・運転免許証、健康保険証など

- 税務署からの申告のお知らせもしくは、役場からの申告相談のご案内
- 印鑑
- 申告者の通帳(税金が還付になった場合に振込先を確認します。)
- 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、国民年金納付額証明書
- 給与、年金、恩給、報酬がある人は源泉徴収票
- 医療費控除をされる人は、保険者からの医療費通知書(お知らせ)

※領収書提示の場合は、受診した人、病院等ごとに合計額を計算してください。

農業・営業・不動産所得のある人は

左記のものに追加して、記帳した帳簿類と帳簿類をもとに「収支内訳書」に内容を整理記入したものをお持ちください。

申告書は自宅で作成して郵送で

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」では、自宅で「確定申告書」を作成・印刷して提出できます。また「電子申告e-Tax」を利用すると自宅で申告書を提出できます。詳しくは国税庁HP(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。